

## プロイセン・ドイツの大土地所有の 歴史的役割をめぐる新しい問題提起

—加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』を読む—

原 田 溥

### I

1980年代、イギリスの歴史家G・イリーとD・ブラックボーンによって展開されたドイツ社会史学派の「ドイツ特有の道」論批判は、ヴェーラー等の「ドイツ特有の道」論をあらためて国際的論争の場で検討する契機となった<sup>(注1)</sup>。1848年市民革命の挫折に起因し、第二帝政からワイマール共和制を経て1933年のナチズムに至る「ドイツ史の負の連続性」を、一方におけるイギリス資本主義の発展を典型とみなして組み立てられたその歴史分析の方法が厳しく批判されたのである。この「ドイツ特有の道」論の中で東エルベの大土地所有は「貴族的一権威的支配者集団の背柱」(H・ローゼンベルク)として機能し、「1866-71年以後、重要な経済的、社会的ならびに政治的な諸決定が」これら「農業社会の指導的エリートの利害に沿って下され」(ヴェーラー『ドイツ帝国』)その社会的影響力が行使されたとされる。

加藤氏はドイツ近・現代史における東エルベ大土地所有のこうした「負の側面」を十分に認識した上で、つまりヴェーラーやJ・コッカの社会史研究の意義を十分に評価した上で、尚かつ東エルベ大土地所有の「全部的、一括的把握」とそれに対する「全面的批判」に重大な疑問を呈している(加藤、同書159頁)。こうした大土地所有の「静態的、固定的把握」からは「グーツヘル階層あるいはユンカー階級の社会経済的分化」(同書177頁)という視野は抜け落ち「土地所有と経営の分離を基礎とするブルジョア的に合理的な農業のプロイセン＝ドイツの大グーツヴィルトシャフトにおける先進的展開」(180頁)の意義を見誤ることになる。すなわちプロイセン大土地所有の「負荷とは言い切れぬ別個の側面にも正当な光」をあてる必

要があり、「プロイセン的近代化をおしなべて反動的路線と同一視する歴史観」には重大な疑義があるというのである(187頁)。

繰り返し提起されるこのドイツ大土地所有が一面においてもった肯定的意義の強調は、加藤氏の前著『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察—』(1990年)から継承されたドイツ資本主義分析の基本視角であるが、本書においてはその点が国際的な研究史の検討、整理の上で一層前面に押し出される形となっている。

この分析視角はドイツ社会史学派のドイツ近・現代史研究のみならず、「大塚史学を中心としたわが国の戦後歴史学」の「歴史認識上あるいは方法論上の問題」(289頁)を鋭く指摘したものとして、尚且つその批判点を実証的に裏づける形をとったものとして、先ずわれわれの強い関心と呼ぶものである。

のみならずプロイセン・ドイツ大土地所有の「肯定的遺産」を東西ドイツの統一、旧東ドイツの農業生産協同組合(LPG)解体後の農業＝土地制度再建の実践的問題と関わらせてとらえ、ここに東エルベ農業史研究の現代的意義を見ている点に、前著と同様本書の「歴史と現実の二つのモメントの交差＝相関を直視する強烈な問題意識」(139、162頁)をみてとることができる。

このように前著と問題意識をほぼ共有しながら、方法的にはより鮮明に、実証的には対象を変えてより深く、問題を考察した本書は未開拓な領域への新鮮な問題提起も含めて、ドイツ土地制度史研究に新しい展望を開いた業績と言えよう。

## II

本書は近年の東エルベ史研究の研究動向を論じた「東エルベ農村社会史論叢書」と題された緒論を別とすると前篇「ドイツ大土地所有の歴史的役割」と後篇「ドイツ都市農村連続体の歴史的個性」の二つの部分から構成されている。

世襲財産を含むドイツ大土地所有の歴史的役割を「戦後歴史学のア・プリオリな想定とは逆に」「ドイツ近代化促進の固有の効用とドイツ資本主義の近代的展開の安定的一基盤」として理論的、実証的に分析する前篇と、ベルリン近郊地域の農村社会の変容を都市化との関連で詳細に分析した後篇とでは、かなり内容が異なる印象を与えるが、実は方法的にはそれらは相互関連的にとらえられているのである。

膨大な注記をふくむこの労作の内容を先ず整理、要約しその上で若干の問題点を提示することにした。先ず前編は三つの章から成るが、従来の研究史の整理・批判的検討がなされている第1章は、加藤氏の問題提起の研究史における位置づけを明らかにするものとされている。例えばそれが特徴的に示されているのは、加藤氏が立論の基礎にすえているM・ヴェーバーを引き合いにだしてのK・ヘスのフィデイコミス論批判である。M・ヴェーバーはヘスと対照的に小世襲財産と大世襲財産を区別し、「所有と経営の分離」を世襲財産全般の機能ではなく、「大世襲財産」の特徴的機能として捉え、かつその議論をイギリス史との比較史的考察の上に構築しているが、ヘスにおいては小世襲財産と大世襲財産の対照的な相違に関する認識が欠如しており、のみならず比較史的視角にも理解がおよばず、ヴェーバーの「理論と歴史との立体的二重視点」に思い及んでいないとしている点である。(47頁)。

1992年に行われたドイツ農村社会史に関するベルリン国際会議における加藤報告の主眼点もここにあり、その点はプーレやハルニッシュによる加藤報告への異論を紹介した上で、「農業近代化過程の牽引車と言ってよいグーツヴィルトシャフトの積極的役割を高く評価する」(64頁)クレムとの立場の一致、或いは御料地借地人の農業進歩に寄与する役割を論じたH-H・ミュラーに言及して、「ヴェーバー＝ミュラー的視点」の必要性を述べている点等に明らかであり、国際的研究潮流

の中での自説の位置づけが明確化されている。

その上で第2章はミュラーが御料地借地人の独特のブルジョア的性格を体現した一典型と評した「ドイツ最大の資本家的農業経営の一つ」、カール・ヴェンツェルの「農工複合体」(約7000ha)の形成史の実証的研究であり、それは「世襲財産を含むドイツ大土地所有の歴史的役割」の肯定的意義という加藤氏の分析視角の独自性を基礎づけるものとされている。すなわち一方における1765年初代ゲオルクの御料地賃借りに始まりやがて専一的農業経営の域を脱して甜菜糖工場、褐炭鉱山の経営等を経て「農業のクルップ」として完成するヴェンツェル家。他方中部ドイツの小農から出発し製粉、製糖、造船と手を広げて、「有機的農場複合体」とも言うべき大規模資本主義経営の形成に至るボルツェ家。「農民企業家」の系譜を引くこの両者が1915年、ヴェンツェル＝ボルツェの企業合同として巨大「農工複合体」の完成に至る歴史は、ドイツ・ユンカー階級の一部がもったブルジョア的性格を示す事例とされる。さらにはヴェンツェルの企業体には、純然たる農業史概念と言うべきイギリスの三分割制という範疇をもってしては捉えきれない、ある意味ではその枠組みを超えいで、より進化した農業近代化の姿が「農工複合体のドイツの形態」として示されているとされる(151頁)。「ドイツ大土地所有の十九世紀経済史に関する詳細な実証分析はそれほど多くはない」(123頁)中でのこの事例研究は興味深かったが、とりわけヴェンツェルがナチスを財政的に支えたにも拘らず、反ヒトラー計画を謀議したいわゆる「ロイシュグループ」に属したがゆえに、最終的にはナチスの手によって処刑されるという悲劇の結末は、「ロイシュグループ」にゴスヴァイラーのいわゆる「アメリカ派」のH・シャハトが加わっていたという指摘とあわせて興味深い一論点である。

第2章は「実証的研究」と題されているが、加藤氏の主張の本格的展開は、第3章の「問題提起」を俟たなければならない。この章の叙述はやや錯綜をきわめているが、さしあたり次のように要約できるであろう。すなわち第一にドイツ第二帝政の「負荷」の重要構成部分とされるヴェーラーが言う「臣民根性」、このすぐれて東エルベ的心性は東エルベ大土地所有に由来するものであり、ま

た旧東独農業＝土地制度再建に関わらせて大土地所有問題が提起されている現状を踏まえて、東エルベ農業史研究がもつ現代的意義について注目すること、第二にこのような観点にたつて旧来の東エルベ農業史研究を批判的に検討した結果、旧西独の「社会史」のみならず、旧東独の「農業史研究」にあってもミュラーの貢献を除いて「ユンカー・トゥムの全部的一括支配」という見解が支配的であり、こうした「一つだけのドイツ大土地所有」、「ドイツ農業的支配エリート＝ユンカー層の唯一概念」という理解を「解体、破壊する」必要があること（160頁）、第三にこのような問題提起をうけて、ユンカー的大土地所有の頂点に位置する「世襲財産」の考察、つまりヴェーバーの「世襲財産」論に依拠して大世襲財産と小世襲財産を区別し、この大世襲財産にイギリス土地所有の「三分割制」にも比すべき近代性をミュラーの分析を援用しつつ、実証、析出すること、これであり、ここに加藤氏の問題提起の核心がある。

ここから導き出される論点は二つ、第一には、「『ユンカーのブルジョア化』と『ブルジョアジーのユンカー化』との結節たる歴史的役割を担った世襲財産制（Fideikommissinstitut）」の分析にあたっての「ヴェーバー＝ミュラー的視点」の妥当性いかんということ、第二にベルリン学派のミュラーによって解明された東エルベの「合理的な大土地所有制」こそ「東エルベのエルベ」の本質的契機であり、かつLPG解体後の農業制度再建に生かすという観点であるということの検討これである。

先ず「ヴェーバー＝ミュラー的視点」であるが、加藤氏がその考察の方法的基礎においているヴェーバーの世襲財産論 Agrarstatistische und Sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preussenの位置づけ、解釈については、周知のように既に加藤説とは異なる見解も存在することを指摘するにとどめたい<sup>(註2)</sup>。プロイセン＝ドイツの「大世襲財産」にイギリス的「三分割制」への接近を見る加藤氏のこのヴェーバー解釈は、実は、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』に詳細に述べられており、（前著、133-238頁）、その上にたつてここでは、そのヴェーバー解釈をミュラーの分析を援用しつつ実証的に裏付けるといふ興味深い試みがなされている。すなわち先ずミュラーが未公開資料を駆使して解明した東部ドイツ農業

における「土地所有と経営の分離」の様々な具体相を例示した後、加藤氏は「グーツヘル層の社会経済的分化」を実証するものとしてのウッカーマルクのヴォイツェンブルク所領、ヴェーバーの言ういわゆる「大世襲財産」の実態分析を行っている。すなわち19世紀後半に農民層分解が生じ、「封建的に搾取されていた大きな農民の一部がいまや資本主義的に搾取する大農へと転化していった」事実をH・ハルニツシュの分析に拠りつつ村落に即して仔細に述べ、ヴォイツェンブルク所領は「所有と経営が分離した厳密な意味での近代的土地所有のプロイセン的形態、もしくはそのかぎりでの『三分割制』のドイツ版としての」大土地所有とみなされるとする（181頁）。またその場合当該地域の貸出農場のペヒターはポツダム文書館の資料によって「資本金ある中農、大農」であることが明らかにされている。

ところでその際加藤氏は、大グーツヘルないし大ユンカーは、ペヒターを含む富農層による「下からの近代化」をいささかも阻止せず、積極的に育成したヴォイツェンブルクの事例は「上からの道」が「下からの道」を育てたと言われる。しかし他方加藤氏はヴォイツェンブルク所領の農場貸し出し契約書は、地主的利益の手厚い保護であり、「所有と経営はおおむね分離しているにもかかわらず、大土地所有は、せつかく生まれたペヒターの資本蓄積をペヒター自身の手になお委ねるのではなく」「資本蓄積の進行を決定的かつ積極的に促進せず、むしろ逆にその成果を自分の手中に吸い上げようとしている」（184頁）とも述べておられる。この前段と後段はどのように整合的に理解したらよいのだろうか。あるいはこの点は富農層が自分に取って代わらない範囲での育成（185頁）、ないし富農ペヒター層の育成が大土地所有存在の「構造的契機」ということで説明がなされるのか、いずれにしても、富農層の形成は限定つきということになる。

しかし先に述べたヴェンツェルの農工複合体の形成史、あるいはミュラーによって発掘された数々の御料地借地人の事例の分析、そしてこのヴォイツェンブルク所領における富農ペヒターの考察、これら全てはプロイセン大土地所有における「先進的展開」として従来の東エルベ大土地所有理解に対するアンティテーゼの意味をもつことに

なり、加藤氏の研究の成果もここにあると言わねばならない。

次に第二の論点、すなわち東西ドイツ統一後の東ドイツにおける土地制度・農業生産協同組合(LPG)解体とその合理的再建という実践的課題に関わらせて東エルベ研究史の現代的意義を見るという点である。それは例えば「大土地所有の問題はどのような現実味をいまいちど持つことになるのであろうか」というカークの問題提起の引用からも明らかである。しかしこの場合どのようなことが想定されているのか、かならずしも明らかではない。「東エルベの開明的諸貴族が営々と育んできたかぎりでの『合理的大土地所有制』こそが『東エルベのエルベ』の最も本質的契機にほかならぬ」(162頁)として、この重要契機がLPG解体後の農業制度再建を模索する実践的課題に立ち向かう上で生かす「一観点」というだけでは不十分なのではないだろうか。

また1945年の東ドイツの「民主的農民解放を支持する見地」を継承するとしてその上で列挙されている三つの論点、すなわち第一に1945年のユンカー階級の絶滅にも拘らず旧西ドイツでユンカーが一定程度残存するという点、第二に1990年のドイツ統一後、旧東ドイツ地域で私的大土地所有復活の動きがあること、第三にヴェーラーが「近代貴族史の未知の国」の開拓を呼びかけたということ(170-173頁)、この三つの論点の意味するところは上述の問題提起とどのように関わるのだろうか、こうしたユンカーの大土地所有の復活こそ「東エルベのエルベ」の本質的契機として一定の歴史的意義があるということなのか御教示を得たい。

ところでこの問題提起は氏の前著ですでになされていたものだが、そこで、氏が念頭においていたのは、東部大土地所有の「開明的」伝統を生かした「社会的な大土地所有制」であった。翻って旧東ドイツ農業の現状をErnährungs-und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung、2004によって簡単に概括してみると、自然人経営の場合、経営数において78.3%の個人経営が農地の24.8%、経営数において8.8%の任意組合(GbR)が農地の15.6%を占めているのに対し、他方法人経営は経営数において3.7%の登録組合が農地の28.2%、同じく6.3%の有限会社が22.4%、実にこ

の二つの法人組織で農地の50%強を経営していることになる。また経営規模は個人経営58.5ha、任意組合330haに対し、登録組合1411ha、有限会社659haであること、これらの統計数字が意味するところは、法人大経営優位の姿であり、東ドイツ農業再編に当たって当初期待された家族的個人経営の伸び悩みである。

1999年ポーランドのワルシャワにおける世界銀行、FAO主催のワークショップでなされたキール大学教授U・Koster報告論文「東ドイツにおける農業経営構造の進化」についての谷口信和氏による翻訳解題もまた、今日の東ドイツ農業の構造的特徴を「大規模・借地・法人経営の優位」と結論づけている<sup>(注3)</sup>。

東ドイツ農業のこのような再編方向が加藤氏の言う「東エルベの肯定的遺産」を生かした方向なのかどうか、氏の「開明的」なプロイセン大土地所有の内実と東ドイツ農業の現実の「接点」を探る作業が必要であると考ええる。

### III

後篇「ドイツ都市農村連続体の歴史的個性」は、IV「ベルリン圏の都市化と農村社会の変容」およびV「ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治」の2章から成る。前者は鉄道の建設がベルリン近郊の農村社会の変容に与えた影響を論じ、ベルリンに通勤するペンドラー層の形成、これらペンドラーを含む雑多な非農業労働者階層への大世襲財産の零細地貸付け、これら零細地貸出しを通じてベルリン近郊農村の大土地所有＝世襲財産は、都市化の進展を支え、担ったという関係が考察されている。そこにケーニヒス・ヴスターハウゼンのような都市近郊農村の大土地所有＝世襲財産がプロイセン近代化においてもった意義を見るというのである。後者はベルリン近郊ゲマインデが実行した自治の内実、例えば、郡からの離脱と都市への転進をめぐる角逐において、ドイチュヴィルメスドルフが示した「ゲマインデの自立」、純都市的性格をすでに身につけたゲマインデ、マリーエンドルフの自前の警察管区設置要求の達成、排水溝整備と運営についてのマリーエンフェルデの努力、住宅街ゲマインデのアイヒヴァルデのギムナジウム開設請願、テルトウ運河建設費負

担について運河沿い7有力ゲマインデの相当な貢献等々、微細にわたる考察が加えられている。その際明らかにされた近郊ゲマインデにおける自治の諸相は、プロイセン史におけるゲマインデの能動性、つまりは「ゲマインデ自治」あるいは「ゲマインデ自由」の積極的、肯定的評価につながるかとされている(268頁)。

ただ19世紀末ベルリン圏ペンドラー層の形成の数量的把握に関して、テルトウ郡ミッテンヴァルデを素材とした論証は、加藤氏苦心の推計方法に基づくものだが、この推計結果と1930-40年代のベルリン地域におけるペンドラー労働者層の存在を明らかにしたE・ヴィーベルの考察は、どのような関係にあるのだろうか。いみじくも加藤氏自身が二つの推計について「時間的」「空間的」に類推が可能かどうか問うているように一つの問題点であるように思われる。また都市近郊大世襲財産が、ペンドラーを含む雑多な非農業労働者への零細地貸付関係を通じて都市化の進展を支えたという事情が、「大世襲財産」の近代的側面の位置づけとどのように関連しているのか、なお説明が必要だと思われる。

しかしこのような疑問点はあるが、「ポツダムアルヒーフ」所蔵未公開一次資料に基づいてなされたこれらの考察は、「都市史と農村史のあいだ」という従来未開拓の新しい領域を「独自の理論視角」から切り拓いた丹念、かつ緻密な注目すべき仕事として今後当該領域研究史の先駆的位置を占めることになる。

プロイセン東部ゲマインデないシュライスをエンカー階級支配の旧プロイセン主義の強固なとりでとして一面的に理解するのではなく、「プロイセン史のヤヌスの顔」把握という視点がこれら考察全体を貫いている。こうして「ドイツ都市農村連続体の歴史的個性」と題された後篇は一見、前編の考察と関わりがないように思われるが、実は前篇の考察とあいまって「わが国における戦後歴史学のプロイセン史理解の全面的批判に進むための第一歩」としての位置づけが与えられているのである(193頁)。

多くの文献、資料の渉猟の上に構成された本書から、とりわけ膨大な注記も含めて、私は数々の有益な知見を得た。戦後歴史学のプロイセン史像に修正を迫るこの大胆な問題提起をめぐって、ド

イツ近・現代史研究の領域における新たな論争が起きることを期待したい。

(注1) David Blackburn/Geoff Eley, *Mythen deutscher Geschichtsschreibung. Die gescheiterte bürgerliche Revolution von 1848*, Frankfurt/ M-Berlin-Wien, 1980. D・ブラックボーン/G・イリー、望田幸男訳『現代歴史叙述の神話—ドイツとイギリス』、見洋書房、1983年参照。

なお「ドイツ特有の道」論争の包括的紹介と問題点の整理については松本彰「『ドイツ特有の道』論争と比較史の方法」(歴史学研究、543号)参照。松本氏はこの論争の意義と問題点を詳細に明らかにし、「比較史の方法という点」からの問題を整理して、第一に「経済と政治、そしてイデオロギーまでを展望した『近代化』の比較を行うためには」それらの相互関係の理論的検討とさらに「近代化」、「ブルジョア革命」などの基本的概念の再整理が必要であること、第二に「ドイツの特殊性」を明らかにするためには内政史と外交史の統一的把握が必要であること、第三に「ドイツの特殊性」を英・仏に対するその「後進性」からのみ把握することには問題があり、第三世界を視野に入れた「世界的視座」の導入が必要であることといった諸点を指摘している(松本前掲論文、10-11頁)。氏がここで基本的概念としてあげているブルジョア革命について、「ブルジョア革命概念を資本主義化に限定し、資本主義発展の一般性を強調する立場からイギリスとドイツの類似性を指摘するイリーの議論はあまりに『経済主義』的であり」(同論文10頁)という指摘には端的に氏の立場が示されている。関連してイリー等のブルジョア革命論については、柳沢治氏は「ブラックボーンとイリーはドイツ社会史の特殊性を決定的に重視するヴェーラーらの社会史把握に対して、西欧との共通性を強調した」問題提起を正しいとした上で、特にそのブルジョア革命論の問題点について、革命過程そのものではなく革命の帰結や結果の意味に力点を置く、そのブルジョア革命理解に詳細な批判を加えておられる(『資本主義史の連続と断絶—西欧の発展とドイツ—』、日本経済評論社、2006年、210-216頁)。また望田氏の批判は西ドイツ社会史学派に対するイリー等の批判的提言には傾聴すべきものがあったとした上で、他方「イリーたちのように、資本主義経済の発展というレヴェルでドイツとイギリスの同質性を設定したうえで比較する方法は」それによって「『ドイツ特有の

道」論のもつ積極的な側面—権威的非自由主義的体質とそれの歴史的負債の究明—は片隅におしやられ、その問題は両国の状況の産物というレベルに矮小化されかねない」(『比較史の方法』私論、前掲掲書所収182頁)というものである。

イリー／ブラックボーンによって提起された「ドイツ特有の道」論批判は、上述の数々の批判はあるにせよ、権威主義的、前近代的、エリート＝ユンカー層の国家支配体制の強調に基づく、社会史学派のプロイセン・ドイツ資本主義論的方法的問題点を鋭く突いたものとして、大きな意義があったことは認めねばならない。加藤氏自身もイリーという「視角の体系的移行」の必要性(173頁)を説いておられるところからして、その立脚点は明らかである。

(注2) ヴェーバーの世襲財産論をめぐる諸説については、先ず加藤説と対照的な見解は、周知のことであるが、住谷一彦氏のそれに典型的に見ることができる(『マックス・ヴェーバーの『世襲財産』論』、『リストとヴェーバー』、未来社、1969年、所収)。住谷氏はヴェーバーの世襲財産論を詳細に検討し、次のように言われている。ヴェーバーは「世襲財産の形成が押し及ぼす方向は、旧来のビスマルク・レジームにおける支配層であったユンカー的貴族層のブルジョア化と経済的に上向しつつある新興の市民的企業家層の貴族化とを同時に押し進めることによって、『ユンカー的＝ブルジョアの』利害共同態の再編・強化にあることを指摘した」(354-355頁)。また世襲財産のイギリスとの対比においても、「イギリスでは土地の所有と経営の分離、地代取得と企業者危険負担の分離という形で実現したが」、ドイツでは「むしろ逆のかたちをとって現われたことが重要な点である」(304頁)とも言われ、「世襲財産の問題は、たしかにドイツにおける資本主義的發展の渦のなかから姿を現したものであるに相違ないが、同時にまた単純に資本主義的性格のものとして割り切ることを許さない、すぐれて特殊ドイツ的な国内事情によって深く規定されていたのである」(294頁)と。この点には「ドイツに独自の資本主義と土地制度の内面的連関の問題に検討を加えること」(295頁)という指摘に明らかなように、ドイツ資本主義分析の基礎視角、つまり大野英二、住谷一彦両氏特有の「資本類型論にもとづくドイツ資本主義分析の方法」が示されている。さらに言えば日本におけるヴェーバー受容と大塚史学の関連という論点も含まれる。この点について言えばかつて住谷氏が日本資本主義論争に関連して、日本におけるヴェーバー研究について言及されている点は、きわめて興味深い

(『日本におけるヴェーバー研究の動向』。大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究』、東京大学出版会、1969年所収、175-176頁)。

住谷説と対極にあるのは加藤氏は勿論のことだが、古くは山岡亮一氏の見解である。山岡氏はヴェーバー『農業制度と資本主義』(世界大思想全集、第21巻、河出書房、1956年所収、124-125頁)に依拠して、「ヴェーバーによれば、東エルベドイツにおいて、かつてのユンカーの『自由な土地所有者』は、英国のランドロードに見られる土地所有独占へと徐々に移行するものと考えている。このような土地所有の発展傾向は、ヴェーバーの理解に従えば、特殊な英国又はドイツの固有な歴史的具体的発展傾向ではなくて、資本主義の発展に伴う一つの必然である」と主張されている。(山岡亮一「マックス・ヴェーバーの農業経済論」、経済学説全集、第6巻、歴史学派の批判的展開、河出書房、1956年所収、67頁)。

なお加藤氏は自説を補強するものとして、山口和男、田中真晴両氏の先駆的業績を前著であげている。山口氏はヴェーバーが「現実のユンカー経営が資本主義的進歩の道を歩んでいることを客観的に認識し」その上で彼が国家理性的立場から構想した農業制度は、「没落に瀕したユンカー経営を整理し、自由・独立でしかも祖国の土地に定着する独立農民層を配置すると共に、生存力あるユンカー経営を残し、また巨大土地所有を残すという意味で、『プロシヤ型』資本主義の浄化・再編ということができる」(『世襲財産問題とマックス・ヴェーバー』、『ドイツ社会思想史研究』、ミネルヴァ書房、1974年所収、229頁および230頁))と述べておられる。また田中真晴氏はヴェーバーの政策論の客観的な性格は「プロシヤ型の農業資本主義化の自然成長的過程に斧を振るって、資本主義としての純化をはかるもの」であり、「ユンカー中の企業家としての少数のエリートを残し、かれら先頭とする資本主義化を意味するもの」とし、「それはユンカー的・ブルジョアのドイツをブルジョアのドイツへ改訂しようとするヴェーバーの立場にふさわしい」(『マックス・ヴェーバーにおける農政論の構造』、『ヴェーバー研究の諸論点』、未来社、2001年所収、79頁)とされる。

いずれもヴェーバーの世襲財産論あるいはその農政論を論じたものとして、住谷氏の見解とは異なっている。ただ山口和男、田中真晴両氏の見解は、ユンカーのブルジョア化を強調している点で加藤説と基本的に一致しているが、加藤説のいう「イギリス的三分割性」にまで踏み込んで主張されているわけではない。このよう

に見てくると、ヴェーバーを介しての世襲財産問題の考察、その経済的、歴史的な位置づけ、関連してプロイセン・ドイツ資本主義分析の方法に至るまで、これらの問題には既に見たように多様な見解が存在し、問題の巨大さを感じさせ、性急な結論を許さない。加藤氏のドイツ資本主義分析の方法的立場を私は基本的に正しいと思っているが、なお資料に即して異論の整理、検討が必要だと考える。

(注3) 谷口信和「東ドイツ農業における企業形態の進化」、(農政調査会『のびゆく農業』911号、2001年2月所収、7頁参照)

また旧東ドイツの農業、農政改革をテーマにしたボンにおける日独シンポジウムの講演記録を収録した、小倉武一編著『鬱陶しいドイツ—旧東独農業の解体と再生』、(農山漁村文化協会、1993年)も既に東ドイツ農業の同様の再編傾向、つまり家族農業経営の復活の困難と大規模法人経営の優位について述べている。